

地域安全ニュース

令和3年12月

発行者：徳之島地区防犯組合連絡協議会事務局 TEL 82-2076

警察署少年ボランティア連絡会書面決議

令和3年度徳之島警察署少年ボランティア連絡会定期総会は、地域安全モニター・自主防犯組織役員との合同研修会も兼ねて実施する予定でしたが、コロナ禍の影響により中止せざるを得ない状況となりました。そのため総会は、資料送付による「書面議決」となり、令和2年度事業経過報告・決算報告・令和3年度事業計画（案）・予算（案）については、役員の皆様の承認をいただきましたので報告いたします。当連絡会では今後も引き続き「みんなでつくる安全・安心美ら島」を目指して積極的に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

また、徳之島警察署少年ボランティア連絡会役員である松村大吾さんが県警察少年ボランティア連絡協議会会長と県警察本部長の連名による表彰を受けました。



交通安全功労者表彰

秋の全国交通安全運動にちなみ令和3年度の全日本交通安全協会から「交通安全賞」を文元敏弘さんが、県安全運転管理協議会「安全管理青年部会代表」を永濱隆志さんが、それぞれ功労者表彰を授与されました。

両氏は、長年の交通安全活動に大きく貢献されており、今後も地道に交通安全意識の高揚、事故防止に協力したいと抱負を語りました。



永濱隆志さん 文元敏弘さん

～防犯功労者表彰～

秋の全国地域安全運動にちなみ、令和3年度の防犯功労者全国表彰（銅章）を東守仁さんが、県防犯協会理事長・県警察本部長連盟功労者表彰を武原龍夫さんが、それぞれ受賞されました。

両氏は、多年にわたり地域安全モニターとして精力的に地域安全活動に従事されていることが評価され、今回の受賞となりました。

また、受賞された両氏は、「これからも地域住民の安全・安心活動に関わるモニターとして、防犯関係団体の会員とともに、情報交換や相互の連携を図りながら地道に今後の活動を継続していきたい」と抱負を語りました。



東守仁さん



武原龍夫さん

徳之島の犯罪発生状況

（令和3年10月末）

（ ）は前年比

	徳之島町	伊仙町	天城町	計
侵入盗	7(+ 6)	2(− 1)	7(+ 6)	16(+13)
乗物盗	3(+ 3)	0(± 0)	0(− 3)	3(± 0)
非侵入盗	13(+ 6)	4(− 1)	3(+ 1)	20(+ 6)
粗暴力犯	3(− 3)	2(+ 2)	1(+ 1)	6(± 0)
知能犯罪	3(+ 2)	0(± 0)	0(− 1)	3(+ 1)
その他刑法犯	4(± 0)	6(+ 4)	2(− 1)	12(+ 3)
総計	33(+14)	14(+ 6)	10(+ 3)	60(+23)

令和3年9月末現在の県内うそ電話被害状況（暫定値）

認知件数24件（前年同期比−8件）

被害総額約2,882万2,918円（前年同期比約−6,473万2,232円）

徳之島署管内での被害の届出は、ありません

*いろいろな手口のうそ電話サギにだまさゆなよ（だまされるなよ）

徳之島の交通人身事故発生状況

（令和3年10月末）

（ ）は前年比

徳之島署管内	発生件数	死者数	負傷者数
徳之島署	28(+ 5)	1(+ 1)	32(+ 8)
町別	徳之島町	16(+ 6)	0(± 0)
	天城町	8(+ 2)	1(+ 1)
	伊仙町	4(− 3)	0(± 0)

徳之島の交通人身事故の実態

人対車両3件 ・ 車両相互17件 ・ 車両単独8件

高齢者の交通人身事故の内訳

全事故28件中18件（けが人13名・死亡0名）

・自動車運転4名 ・二輪車運転4名 ・自転車運転1名
・歩行中2名 その他2名

「夕暮れ時は早めの点灯で事故防止」

詐欺被害防止功労で署長感謝状贈呈

9月7日(火)、詐欺被害を未然に防いだとして、鹿児島銀行徳之島支店の川越支店長と同行員の眞形綾子さんへ、徳之島警察署末廣政春署長から感謝状が贈呈されました。

功労内容については、今年の6月「SNSサイト」を通じて、海外から届く荷物の代金を振り込むように騙された女性客が、振り込み方法を眞形さんに尋ねてきたところ、女性客に送金を求めるSNSメッセージの文章が片言であり、不審であると気付き、上司に相談の上、振り込みをやめるように女性客を説得し、被害を防いだというものです。

当日頃から、顧客の資産を守る為に支店を挙げて防犯に取り組み、職員連携を深めていたことが功を奏したということですね。

皆さんも詐欺被害に遭わないように注意しましょう！



川越支店長 眞形綾子さん

天城町役場にて表彰伝達式

10月7日(木)、天城町役場会議室において、令和3年度交通安全功労者（中島美重子さん）・防犯功労団体（瀬滝子ども見守り隊の皆さん）の表彰伝達式が行われました。

本年9月に県民交流センターで鹿児島県知事による表彰を受ける予定でしたが、新型コロナウイルス蔓延防止措置発令のために中止となり、日頃の交通安全活動・防犯活動に対して、感謝と今回の受章の御祝いの意を込めて、天城町独自の表彰伝達式を開催する運びとなりました。

中島様、瀬滝子ども見守り隊の皆様、誠におめでとうございました。



不審者対応訓練の実施

徳之島警察署では、学校からの要請により不審者侵入における対応訓練及び声掛け事案の模擬訓練を実施しております。

10月7日(木)、花徳小学校では、児童に面会を求めて校内に侵入してきた不審者に対する訓練で、警察官が扮する不審者の迫力ある演技に臆することなく、教職員は不審者を子どもたちに近づけないように、校長室や空き教室へ誘導案内し状況によっては、自分の身も守りながら刺股などを使用して不審者を取り押さえ警察官に引き渡す等の模擬訓練を行いました。

10月13日(水)岡前小学校では、全校生徒を校庭に集め、不審者による声掛けに対処する訓練を行いました。子どもたちは不審者に会った時の対処方法として「いかのおすし」（いか=行かない、の=乗らない、お=大声で叫ぶ、す=すぐ逃げる、し=知らせる）を守り「子ども110番の家」等に駆け込み顔や服装、車両の色などをできぱきと答えていました。

警察官からアドバイスとして「車のナンバー」なども覚えていたら早期解決につながると話がありました。

(花徳小学校・岡前小学校)



特定商取引法の改正

特定商取引法が改正されました



令和3年7月6日以降

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!



一方的な送り付け行為への対応3箇条

その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務はありません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

その3：誤って金銭を支払ってしまったなら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。
対応に困ったら、消費者ホットライン188へ相談しましょう。

困ったときは一人で悩まず、「消費者ホットライン」に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン (局番なし) 188



「みんなでつくろう安全・安心美ら島」

～鍵かけ運動の徹底～ 「あなたの家や車、自転車はカギをかけていますか？」

徳之島では窃盗犯罪が多発しています。防犯の基本はまず「鍵かけ」から、一人一人が心がけましょう。